

## 日弁連シンポジウム

# 認知症高齢者が地域で暮らすために

～名古屋高裁判決を踏まえて～

認知症高齢者の徘徊に伴う鉄道事故に関する名古屋地方裁判所・名古屋高等裁判所の判決が社会的に議論を巻き起こしています。

この高裁判決は、判断能力がなくなった認知症の夫に対する監督義務（民法第714条）を高齢の妻に負わせたのですが、その根拠として家族の扶助義務（民法第752条）をあげました。

そこで、裁判例の動向などを踏まえて、家族や支援者の責任について考え、監督義務者への法的責任故に、高齢者の人権が侵害されることのないように、家族、自治体、専門職等はどう対応すべきかを検討します。

また、対応策について、自治体や家族支援、保険制度の可否等について検討を行います。

是非御参加ください。

**日時** 2014(平成26)年10月31日(金)17:30～20:00  
(開場 17:15～)

**場所** 弁護士会館17階1701会議室  
(入場無料, 事前申込制)

### プログラム(予定)

講演：上山泰氏（新潟大学教授）

報告：渡辺裕介弁護士（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）

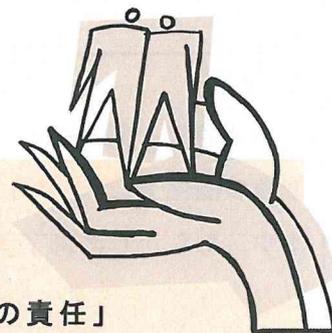
パネルディスカッション「名古屋高裁判決と認知症高齢者の監督義務者の責任」

パネリスト：上山泰氏，和田忠志氏（医療法人実幸会いらはら診療所 医師）

永田久美子氏（認知症介護研究・研修センター 研究部長）

星野美子氏（公益社団法人日本社会福祉士会理事 成年後見委員会委員長）

コーディネーター：赤沼康弘弁護士（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）



#### 【最寄り駅】

- ◆地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線  
「霞ヶ関」駅 B1-b 出口  
(弁護士会館地下1階に直結)
- ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅  
5番出口から徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅から徒歩15分

お申込用紙は裏面を  
ご覧ください

主催：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：日本弁護士連合会 人権部 人権第二課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL 03-3580-9508/FAX 03-3580-2896

**シンポジウム「認知症高齢者が地域で暮らすために  
～名古屋高裁判決を踏まえて～」  
申込用紙**

御所属、氏名等必要事項を記載の上、下記FAX送付先へお申し込みください。

**FAX:03-3580-2896 日弁連人権部人権第二課宛て**

お名前	(ほか 名)
御所属	
御連絡先 (電話番号) ( )	—
その他	

※手話通訳、要約筆記、点訳の御用意が必要な方は、事前にお申出ください。  
準備の関係上、【10月16日まで】にお知らせください。直前の御連絡の場合、対応できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

※団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の記入に御協力ください。

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。

また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会若しくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただきます。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

主催：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：日本弁護士連合会 人権部 人権第二課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL 03-3580-9508/FAX 03-3580-2896